

茨労発基0508第4号の2  
令和5年5月8日

関係団体の長 殿

茨城労働局長  
(公印省略)

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する  
技術上の指針」の制定について

厚生労働行政の推進について、日頃より格段のご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（技術上の指針公示第24号）が別紙のとおり制定され、令和5年4月27日に公示されたところです。

貴団体におかれましては、この趣旨等を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。